

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成28年3月28日（平成28年（行情）諮問第266号）

答申日：平成28年8月1日（平成28年度（行情）答申第254号）

事件名：特定法人に係る調査関係書類等の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書5（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、文書1、文書4及び文書5について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否し、文書2及び文書3について、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年11月12日付け甘総第221号ないし同第225号により甘日市税務署長（以下「処分庁」という。）が行った各不開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について、これを取り消し、開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。（なお、審査請求人が添付している資料は省略する。）

（1）審査請求書

ア 開示請求しているのは、特定法人の「役員名、出資者、出資金額」だけであり、それ以外の部分は開示を求めてもいない。

イ 審査請求人の立場・開示請求の必要性「等」について述べる。

（ア）開示請求人は、特定法人から「有限会社法」の規定により出資に応じて代表取締役特定個人A氏（審査請求人の母の父、死亡、母も死亡）に配分される財産の代襲相続人である。

（イ）本件開示請求は、「特定法人」の清算手続を進めていくためには、必要不可欠なものである。

ウ 特定法人の状況は、次のとおりであり、原処分を行った「署長」は、「特定法人」の実態・状況を踏まえて対応したとは到底いい難い。

（ア）特定法人は、平成8年6月1日職権により解散（同月3日登記）されて、既に19年以上が経過している。「特定法人」のことを知っている者は、身内だけであり、元従業員でも「特定法人」のこと

は、既に忘れていたのではないかと思われ、また、特定法人の近所に住んでいた人でも、高齢者がかすかに覚えているくらいだと思う。
(イ) 特定法人の役員は、既に全員死亡している。

(ウ) 特定法人は、昭和32年に売買で取得した土地を、ずっと所有している。なお、路線価を基に計算すると、当該土地については、時価2,000万円程度の評価になる。

(エ) 相当な規模であった工場・事務所、機械、日本瓦を焼く「カマ」等の施設・設備は、一切ない。

平成8年の住宅地図には、特定法人の名称は記載されていない。本店住所地の土地は売却されて、当該土地については、現在、「特定法人」に無関係の第三者が所有している。

(オ) 特定法人は、現在も活発に活動している法人とは、全く違う（「天と地」の差がある）。

エ 「署長」の対応・手続（内容を含む）は、著しく正義に反し、違法である。

(ア) 「署長」は、「秘」ではないと理解・判断していたからこそ、「補正」、「再補正（2回目の補正）」、「手数料（収入印紙）の追加納付」という対応をしたとしか考えられない。

(イ) 特定職員Xと電話をした際も、開示請求に係る情報は「秘」ではないと言ったのに対し、特定職員Xから具体的・明確に根拠（理由）をあげての反論はなかった。原処分決定通知書と特定職員Xの応答は全く相容れず、「禁反言」の対応をしたものとしかいいようがない。

オ 「署長」が、保有していないから不開示とした部分にも、実務経験や特定職員Xの応答からすれば、大きな疑問がある。不存在とする場合は、調査・確認等を踏まえて、審査会の答申事例のように理由付記をしなければならないはずである。

カ 本件開示請求が、「特定法人」はもとより第三者の利益を害することは全くない。この点は、「特定法人」の実態からもいい得る。

(ア) 本件開示請求に係る情報とは比較にならないほど広範囲の情報が、従前から経済書籍・経済誌等に掲載され、世間一般の人が目にしている（一般に開示されている。）。開示請求に係る情報が「秘」だとする主張には何の正当性もない。

(イ) これらの情報は、「公にされ、あるいは公にすることが予定されている情報」というべきであって、特定法人の情報開示請求は、法5条2号イに規定する「当該法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるもの」には全く該当せず、「法人の正当な利益等うんぬん・・・」という「署長」の主張には、何の正

当性もない。

(ウ) 特定法人の状況・実態からも、開示請求に係る情報が「秘」というのは全く当たらず、誤りである。

キ 特定法人の「役員名」すら開示できないという「署長」の主張は、大きな誤りである。

(ア) 役員名は誰でも閲覧できる法務局の商業登記簿ですぐ確認できる。それなのにどうして「秘」で開示できないのか。

(イ) 「特定法人」は、国税庁通達からも、その管理から外すことのできない法人である。「署長」は、特定法人について、適正に、十分に管理・把握していないから述べるできないのではないのか。

開示を受けた通達によっても、「特定法人」は路線価を基に計算すると、時価2,000万円程度の土地を昭和32年に取得し、以降ずっと所有しており、「署長」が特定法人をその管理から外すことは、到底あり得ない。

ク 「署長」による原処分は、理由提示が不十分であり、違法である。

(ア) すなわち、不開示とする決定通知書にその理由を付記すべきものとされているのは、不開示理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保して、その恣意を抑制するとともに、不開示の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨にでたものというべきであるが、「署長」による原処分がこれを充足しているとは到底いい難い。

(イ) 「署長」は、不開示とする理由を具体的かつ明確に述べる責務があるのに、一言でいえば、条文の一部を抽象的表現で述べているだけにすぎず、又は、不存在の理由付記も極めて不十分で、その責務を全く果たしておらず、到底、理由提示があったとはいいい難い。

(2) 意見書

審査請求人から、平成28年5月10日付け(同月11日收受)で意見書が当審査会宛て提出された(諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求等について

本件開示請求は、廿日市税務署長(以下「処分庁」という。)に対して、別紙に掲げる5文書(以下、第3において、別紙の文書1から文書5に掲げる文書をそれぞれ「本件請求文書1」、「本件請求文書2」、「本件請求文書3」、「本件請求文書4」、「本件請求文書5」という。)の開示を求めるものである。

これに対し、処分庁は、本件請求文書1ないし本件請求文書5について、以下のとおり決定を行った。

(1) 本件請求文書1について

平成27年11月12日付甘総第221号により、本件請求文書1の有無を答えることにより、特定法人に対して税務調査が実施された事実の有無（以下「本件存否情報1」という。）という法5条2号イに規定する法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあること、また、本件存否情報1を開示することにより、税務行政への信頼が損なわれ、法5条6号柱書きに規定する税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることを理由として、法8条の規定に基づき、本件請求文書1の存否を明らかにせずに関示請求を拒否する旨の不関示決定（以下「原処分1」という。）を行った。

(2) 本件請求文書2について

平成27年11月12日付甘総第222号により、処分庁において、本件請求文書2は保有していないとして不関示決定（以下「原処分2」という。）を行った。

(3) 本件請求文書3について

平成27年11月12日付甘総第223号により、処分庁において、本件請求文書3は保有していないとして不関示決定（以下「原処分3」という。）を行った。

(4) 本件請求文書4について

平成27年11月12日付甘総第224号により、本件請求文書4の有無を答えることにより、処分庁が特定法人に係る資料せんを保有している事実の有無（以下「本件存否情報2」という。）という法5条2号イに規定する法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあること、また、本件存否情報2を開示することにより、税務行政への信頼が損なわれ、法5条6号柱書きに規定する税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることを理由として、法8条の規定に基づき、本件請求文書4の存否を明らかにせずに関示請求を拒否する旨の不関示決定（以下「原処分4」という。）を行った。

(5) 本件請求文書5について

平成27年11月12日付甘総第225号により、本件請求文書5の有無を答えることにより、特定法人に対して滞納処分が実施された事実の有無（以下「本件存否情報3」という。）という法5条2号イに規定する法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあること、また、本件存否情報3を開示することにより、税務行政への信頼が損なわれ、法5条6号柱書きに規定する税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることを理由として、法8条の規定に基づき、本件請求文書5の存否を明らかにせずに関示請求を拒否する旨の不関示決定（以下「原処分5」という。）を行った。

(6) 審査請求人は、原処分1ないし原処分5を取り消し、本件請求文書1ないし本件請求文書5の開示を求めていることから、以下、原処分1ないし原処分5の妥当性について検討する。

2 原処分1ないし原処分5の妥当性について

(1) 原処分1について

ア 法5条2号イ該当性について

法5条2号イは、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを不開示情報として規定している。

税務調査を受けた法人は、一般的に、不適正な税務処理を行った疑いがあるものと受け止められ、ひいては、取引先等から何らかの問題がある又はその可能性が高い法人と受け取られる蓋然性が高いものと認められる。

本件請求文書1の有無を答えることは、本件存否情報1を明らかにすることになり、仮に、本件請求文書1が存在するときは、当該法人の取引先が当該法人に警戒心をもって臨むこと、あるいは契約交渉において支障が生じるなど、当該法人の事業活動に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件存否情報1を答えるだけで、法5条2号イの不開示情報を開示することとなるため、本件請求文書1の開示請求は、法8条の規定により、存否応答拒否すべきものと認められる。

イ 法5条6号柱書き該当性について

法5条6号柱書きは、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報として規定している。

税務職員は、国家公務員法100条の守秘義務とともに、国税通則法126条により、国家公務員法より重い守秘義務が課せられている。これは、申告納税制度の下で税務の執行を適正に行うためには、納税者等の信頼と協力を得ることが必要であり、もし、税務職員が職務上知り得た秘密を他に漏らすとすれば、納税者等と国税当局との信頼関係が損なわれ、納税者等は安んじて税務職員に対して自己の秘密を開示しなくなり、ひいては、適正かつ公平な課税及び徴収の実現が困難となって、申告納税制度を基本とする税務行政の運営に重大な支障を及ぼすことになりかねないからである。

本件請求文書1の有無を答えることは、申告納税制度を基本とする我が国において、国税当局に対する信頼を失墜させ、納税者等の理解と協力が得られない事態を招き、今後の税務行政の適正な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあることから、本件存否情報1は法5

条6号柱書きの不開示情報に該当すると認められる。

したがって、本件存否情報1を答えるだけで、法5条6号柱書きの不開示情報を開示することとなるため、本件請求文書1の開示請求は、法8条の規定により、存否応答拒否すべきものと認められる。

(2) 原処分2及び原処分3について

ア 内国法人である普通法人は、法人税法74条1項に基づき、原則として事業年度終了の日の翌日から2月以内に税務署長に確定申告書を提出しなければならないとされている。

確定申告書には、同条3項及び同法施行規則35条に基づき、当該事業年度の貸借対照表及び損益計算書（以下「決算書等」という。）並びに当該決算書等に係る勘定科目内訳明細書及び法人事業概況説明書（以下「添付書類」という。）を添付しなければならないこととされている。

本件請求文書2のうち確定申告書（別表1）は、当該事業年度の課税標準である所得の金額又は欠損金額から法人税額を計算するために使用するものであり、その記載事項は、同法施行規則34条2項に基づき、同規則別表1の書式によることとされ、確定申告書を構成する書類の一つである。

本件請求文書2のうち確定申告書（別表2）は、法人が同法2条10号に規定する同族会社に該当するかどうか及び同法67条1項に規定する特定同族会社に該当するかどうかを判定するために使用するものであり、その記載事項は、同法施行規則34条2項に基づき、同規則別表2の書式によることとされ、確定申告書を構成する書類の一つである。

本件請求文書2のうち役員報酬手当等及び人件費の内訳書は、確定申告書に添付される決算書等における資産や負債等の各項目のうち、役員報酬手当等及び人件費の詳細な説明資料であり、勘定科目内訳明細書を構成する書類の一つである。

本件請求文書2のうち法人事業概況説明書は、事業内容、支店・海外取引情報等の事業等の概況に関する書類である。

本件請求文書3の法人税歴表は、処分庁において管理する全ての法人について作成し、各種の情報を集積するために使用するファイルであり、本件請求文書2の法人事業概況説明書を含む法人に関する資料を編てつし、各種の情報を記載するものである。

処分庁では、確定申告書及び添付書類を収受した場合には、当該確定申告書等の情報を国税総合管理システムに入力し、その後一定の処理を了した後に、確定申告書並びに決算書等及び勘定科目内訳明細書については法人課税ファイル、法人事業概況説明書については

法人税歴表に編てつ・保管することとなる。

イ 処分庁は、原処分 2 及び原処分 3 を行う際に、国税総合管理のシステムの入力事績を確認するとともに、関係部署において現に保有している行政文書を探索したが、本件請求文書 2 及び本件請求文書 3 を保有している事実は確認できなかった。

また、本件審査請求を受け、処分庁は、改めて署内の書庫、事務室及び電子情報として保存されている文書を探索したが、処分庁において本件請求文書 2 及び本件請求文書 3 を保有している事実は確認できなかった。

よって、本件請求文書 2 及び本件請求文書 3 の探索範囲及び探索方法は合理的なものと認められ、これを覆すに足る事情は存在しないことから、処分庁において本件請求文書 2 及び本件請求文書 3 を保有しているとは認められない。

(3) 原処分 4 について

ア 法 5 条 2 号イ該当性について

資料せんは、法律により提出が義務付けられている支払調書を含め、国税当局が保有する特定の法人に係る財務情報や取引情報等の各種情報が記載された文書である。

本件請求文書 4 の有無を答えることは、国税当局が特定法人に係る財務情報や取引情報等の各種情報を保有している事実の有無を明らかにすることとなり、仮に、本件請求文書 4 が存在しないときは、特定法人が支払調書等の作成対象となる取引を行っていないという取引情報から、同業他社との競争関係において不利となるなど、特定法人の事業活動に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件存否情報 2 を答えるだけで、法 5 条 2 号イの不開示情報を開示することとなるため、本件請求文書 4 の開示請求は、法 8 条の規定により、存否応答拒否すべきものと認められる。

イ 法 5 条 6 号柱書き該当性について

税務職員は、国家公務員法 100 条の守秘義務とともに、国税通則法 126 条により、国家公務員法より重い守秘義務が課せられている。

これは、申告納税制度の下で税務の執行を適正に行うためには、納税者等の信頼と協力を得ることが必要であり、もし、税務職員が職務上知り得た秘密を他に漏らすとすれば、納税者等と国税当局との信頼関係が損なわれ、納税者等は安んじて税務職員に対して自己の秘密を開示しなくなり、ひいては、適正かつ公平な課税及び徴収の実現が困難となって、申告納税制度を基本とする税務行政の運営に重大な支障を及ぼすことになりかねないからである。

本件請求文書4の有無を答えることは、申告納税制度を基本とする我が国において、国税当局に対する信頼を失墜させ、納税者等の理解と協力が得られない事態を招き、今後の税務行政の適正な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあることから、本件存否情報2は法5条6号柱書きの不開示情報に該当すると認められる。

したがって、本件存否情報2を答えるだけで、法5条6号柱書きの不開示情報を開示することとなるため、本件請求文書4の開示請求は、法8条の規定により、存否応答拒否すべきものと認められる。

ウ 不開示情報該当性（法5条6号イ該当性）の追加について

法5条6号イは、租税の賦課若しくは徴収に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものを不開示情報と規定している。

本件請求文書4の有無を答えることは、国税当局が特定法人に係る財務情報や取引情報等の各種情報を保有している事実の有無を明らかにすることとなり、仮に、本件請求文書4が存在しないときは、当局が当該法人の情報を保有していないことが明らかになり、その結果、一部の納税者においては、税務計算上の不正を図るなど租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくは発見を困難にするおそれがあることから、本件存否情報2は法5条6号イの不開示情報に該当するものと認められる。

したがって、本件存否情報2を答えるだけで、法5条6号イの不開示情報を開示することとなるため、本件請求文書4の開示請求は、法8条の規定により、存否応答拒否すべきものと認められる。

(4) 原処分5について

ア 法5条2号イ該当性について

本件請求文書5の有無を答えることは、本件存否情報3及び特定法人が国税を滞納していたという事実の有無を明らかにすることになり、仮に、本件請求文書5が存在するときは、特定法人の取引先が当該法人に警戒心をもって臨むこと、あるいは契約交渉等において支障が生じるなど、当該法人の事業活動に支障を及ぼすおそれがあることから、本件存否情報3は、法5条2号イの不開示情報に該当すると認められる。

したがって、本件存否情報3を答えるだけで、法5条2号イの不開示情報を開示することとなるため、本件請求文書5の開示請求は、法8条の規定により、存否応答拒否すべきものと認められる。

イ 法5条6号柱書き該当性について

税務職員は、国家公務員法100条の守秘義務とともに、国税通則法126条により、国家公務員法より重い守秘義務が課せられている。

これは、申告納税制度の下で税務の執行を適正に行うためには、納税者等の信頼と協力を得ることが必要であり、もし、税務職員が職務上知りえた情報を他に漏らすとすれば、納税者等と国税当局との信頼関係が損なわれ、納税者等は安んじて税務職員に対して自己の秘密を開示しなくなり、ひいては、適正かつ公平な賦課及び徴収の実現が困難となって、申告納税制度を基本とする税務行政の運営に重大な支障を及ぼすことになりかねないからである。

本件請求文書5の有無を答えることは、本件存否情報3及び特定法人が国税を滞納していたという事実の有無を明らかにすることになり、仮に、本件請求文書5が存在するときは、滞納者のみならずその他の納税者からの国税当局の信頼を失墜させ、税務行政に対する納税者等の理解と協力が得られない事態を招くなど、今後の税務行政の円滑な運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから、本件存否情報3は法5条6号柱書きの不開示情報に該当すると認められる。

したがって、本件存否情報3を答えるだけで、法5条6号柱書きの不開示情報を開示することとなるため、本件請求文書5の開示請求は、法8条の規定により、存否応答拒否すべきものと認められる。

3 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、審査請求書の不服の理由において、開示請求人は特定法人の代表取締役である特定個人の代襲相続人であること及び本件開示請求は特定法人の清算手続を進めていくために必要不可欠なことであることを主張するが、法が定める開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的の如何を問わず開示請求を認める制度であり、開示請求者の個別事情により開示・不開示の判断が左右されるものではないため、審査請求人の主張は採用できない。

(2) 審査請求人のその他の主張は、上記2の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、本件請求文書1、本件請求文書4及び本件請求文書5について、その存否を明らかにせず不開示とした原処分1、原処分4及び原処分5並びに本件請求文書2及び本件請求文書3について、不存在として不開示とした原処分2及び原処分3は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成28年3月28日 諮問の受理

- | | |
|-----------|-------------------|
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年5月11日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ 同年7月13日 | 審議 |
| ⑤ 同月28日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、別紙1に掲げる文書1ないし文書5（本件対象文書）について、「役員名，出資者，出資金額」の記載されている部分の開示を求めるものである。

処分庁は、文書1，文書4及び文書5については、その存否を答えるだけで法5条2号イ及び6号柱書きの不開示情報を開示することとなるためその存否を明らかにせずに開示請求を拒否するとの各決定を行い、文書2及び文書3については、これを保有していないため、不開示とする各決定を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、文書4の存否情報に係る不開示理由に法5条6号イ該当を追加した上で、原処分を妥当としていることから、以下、文書1，文書4及び文書5の存否応答拒否の妥当性並びに文書2及び文書3の保有の有無について検討する。

2 文書1，文書4及び文書5の存否応答拒否の妥当性について

(1) 文書1について

ア 文書1は、特定法人に係る調査関係書類のうち、税務署で保有する一番古いものであり、審査請求人は、文書1のうち「役員名，出資者，出資金額」が記載されている部分の開示を求めている。

イ 諮問庁は、税務調査を受けた法人は、一般的に、不適正な税務処理を行った疑いがあるものと受け止められ、ひいては、取引先等から何らかの問題がある又はその可能性が高い法人と受け止められる蓋然性が高いものと認められ、文書1の有無を答えることは、特定法人が税務調査を受けたという事実の有無（本件存否情報1）を明らかにすることとなり、仮に、文書1が存在するとすれば、当該法人の取引先が当該法人に警戒心をもって臨み、あるいは契約交渉において支障が生じるなど、当該法人の事業活動に支障を及ぼすおそれがあることから、本件存否情報1を答えるだけで、法5条2号イの不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、存否応答拒否すべき旨説明する。

ウ そこで検討すると、文書1の存否を答えることによって明らかとなる情報は、特定法人が税務調査を受けたという事実の有無（本件存否情報1）であると認められる。

そして、税務調査を受けた法人は、一般的に、不適正な税務処理を行った疑いがあるものと受け止められ、ひいては取引先等から何らかの問題がある又はその可能性が高い法人と受け取られる蓋然性が高いと認められるから、本件存否情報1は、これを公にすると、特定法人の活動に支障を及ぼすおそれがあり、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、本件存否情報1は、これを公にすると、法5条2号イの不開示情報を開示することとなるため、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきものと認められる。

(2) 文書4について

ア 文書4は、特定法人に係る資料せんであり、審査請求人は、文書4のうち「役員名、出資者、出資金額」が記載されている部分の開示を求めている。

イ 諮問庁は、資料せんは、特定法人に係る財務情報や取引情報等の各種情報が記載された文書であり、文書4の有無を答えることは、国税当局が特定法人に係る財務情報や取引情報等の各種情報を保有している事実の有無（本件存否情報2）を明らかにすることとなり、仮に、文書4が存在しないとすれば、国税当局が当該法人の情報を保有していないことが明らかになり、その結果、一部の納税者においては、税務計算上の不正を図るなど租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくは発見を困難にするおそれがあることから、本件存否情報2を答えるだけで、法5条6号イの不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、存否応答拒否すべき旨説明する。

ウ そこで検討すると、文書4の存否を答えることによって明らかとなる情報は、国税当局の特定法人に係る財務情報や取引情報等の各種情報の保有の事実の有無（本件存否情報2）であると認められる。

そして、本件存否情報2は、これを公にすると、一部の納税者においては税務計算上の不正を図るなど、租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくは発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、本件存否情報2は、これを公にすると、法5条6号イの不開示情報を開示することとなるため、同条2号イ及び6号柱書きについて判断するまでもなく、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきものと認められる。

(3) 文書5について

ア 文書5は、特定法人に係る滞納処分関係書類のうち、税務署で保有する一番古いものであり、審査請求人は、文書5のうち「役員名、出資者、出資金額」が記載されている部分の開示を求めている。

イ 諮問庁は、文書5の有無を答えることは、特定法人に対して滞納処分が実施された事実の有無（本件存否情報3）及び特定法人が国税を滞納していたという事実の有無を明らかにすることになり、仮に、文書5が存在するとすれば、特定法人の取引先が当該法人に警戒心をもって臨み、あるいは契約交渉等において支障が生じるなど、当該法人の事業活動に支障を及ぼすおそれがあることから、文書5の存否を答えるだけで、法5条2号イの不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、存否応答拒否すべき旨説明する。

ウ そこで検討すると、文書5は、特定法人が国税を滞納していることを前提としたものであり、文書5の存否を答えることによって明らかとなる情報は、特定法人に対して滞納処分が実施された事実の有無（本件存否情報3）及び特定法人が国税を滞納していたという事実の有無（以下、「本件存否情報3」と併せて「本件存否情報4」という。）であると認められる。

そして、本件存否情報4は、特定法人に関する情報であり、これを公にすると、信用等の特定法人の運営上の地位を害するおそれがあることから、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、本件存否情報4は、これを公にすると、法5条2号イの不開示情報を開示することとなるため、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきものと認められる。

3 文書2及び文書3の保有の有無について

(1) 諮問庁は、文書2及び文書3の保有の有無等について、次のとおり説明する。

ア 文書2の「役員報酬手当等及び人件費の内訳書」及び法人事業概況説明書は、法人税の確定申告書とともに各税務署に提出される書類であり、文書3の法人税歴表は、各税務署において管理する全ての法人について作成し、各種の情報を集積するために使用するファイルである。

イ 各税務署では、確定申告書及び添付書類を収受した場合には、当該確定申告書等の情報を国税総合管理システムに入力し、その後一定の処理を了した後に、確定申告書並びに決算書等及び勘定科目内訳明細書については法人課税ファイルに、法人事業概況説明書については法

人税歴表にそれぞれ編てつ・保管することとなる。

ウ 処分庁は、原処分2及び原処分3を行う際に、国税総合管理システムの入力事績を確認するとともに、関係部署において現に保有している行政文書を探索したが、文書2及び文書3を保有している事実は確認できなかった。

エ 本件審査請求を受け、処分庁は、改めて廿日市税務署内の書庫、事務室及び電子情報として保存されている文書を探索したが、廿日市税務署において文書2及び文書3を保有している事実は確認できなかった。

(2) そこで、国税総合管理システム等について、当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

ア 国税総合管理システムは、平成7年以降、順次導入を進め、平成13年からは全国の税務署等での運用を開始したものであり、税務行政の根幹となる各種事務処理の高度化・効率化を図るため導入したものである。

イ 同システムには、法人税の確定申告書に記載された情報を始め、国税当局が業務を行うために必要な情報が蓄積・管理されているところ、法人税の確定申告書に関する情報は、法人税の確定申告書の保存期間が経過した後、上記システムのデータ消去処理事務に従い、消去している。

(3) また、法人税の確定申告書等の保存がない場合及びそれらの保存期間について、当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁は、次のとおり説明する。

ア 法人税の確定申告書等の保存がない場合とは、その提出がない場合や、確定申告書等の保存期間が経過して廃棄処理をした場合等があり、法人税の確定申告書等の保存期間は、国税庁行政文書管理規則等において、7年又は9年とされている。

イ 法人税歴表の保存がない場合とは、法人の設立直後等で国税当局においてその設立を把握していない場合や、法人税歴表の保存期間が経過して廃棄処理をした場合等があり、法人税歴表の保存期間は、国税庁行政文書管理規則等において、7年とされている。

ウ また、税務署等において管理対象とした法人のうち、次のような法人に該当するものは、決裁を行った上、管理対象から外すこととしており、当該決裁に係る文書の保存期間は、国税庁行政文書管理規則等において、7年とされている。

- ① 商業登記簿を閉鎖した法人
- ② 収益事業を廃止した公益法人等
- ③ 商業登記簿は閉鎖していないが、事実上廃業したと税務署等が

判断した法人

- (4) 上記(1)ないし(3)を踏まえて検討すると、法人税の確定申告書等や法人税歴表は、国税当局において、法人の法人税等の課税関係を把握し、当該法人を管理するために必要な書類であって、当該法人について通常の管理をする必要がなくなったと認められる一定の場合に、国税総合管理システム上のデータも含め、一定の保存期間満了後に廃棄するという取扱いには合理性が認められる。

また、諮問庁から国税庁行政文書管理規則等の提出を受け、当審査会において確認したところ、それらの内容は、上記(3)の諮問庁の説明のとおりであると認められ、廿日市税務署において、特定法人の法人税の確定申告書等、法人税歴表を保有していないとしても不自然とはいえない。

- (5) 以上のことから、文書2及び文書3を保有していないとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点はなく、他にこれを覆すに足る事情もないことから、廿日市税務署において文書2及び文書3を保有しているとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

- (1) 審査請求人は、本件開示請求は、特定法人の清算手続を進めていくためには必要不可欠なものであり、特定法人は、平成8年6月1日に職権によって解散され、既にそれから19年以上が経過している状況等を踏まえて対応すべき旨主張する。

しかしながら、法が定める開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的如何を問わず開示請求を認める制度であり、開示請求者の個別事情により開示・不開示の判断が左右されるものではないことから、特定法人の清算手続に必要であること等、開示請求者の個別的事情を考慮すべきものではない。

また、特定法人が職権により解散され、活発に活動している法人とは全く違うとの主張については、特定法人の法人格は現在も存続しているのであるから、文書1及び文書5の存否を明らかにすることにより、特定法人の正当な利益を害するおそれがあることは、上記2のとおりである。

- (2) 審査請求人は、特定法人が時価2,000万円程度の土地を所有しているため、国税庁通達によれば、税務署長が特定法人をその管理から外すことはあり得ない旨主張する。

しかしながら、審査請求人は、上記第2の2(1)ウのとおり、審査請求書において、①特定法人は平成8年に職権により解散され、既にそれから19年以上が経過している、②特定法人の役員は、既に全員死亡している、③特定法人の工場等の施設・設備は一切ない及び④平成8年

の住宅地図には、特定法人の名称は記載されていない旨説明をしているところ、文書 2 及び文書 3 の保存期間は 7 年又は 9 年とされていることから、廿日市税務署における特定法人の管理の如何にかかわらず、同税務署において、文書 2 及び文書 3 を保有していないとしても不自然とはいえないことは上記 3 のとおりである。

(3) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

5 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、①文書 1、文書 4 及び文書 5 につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法 5 条 2 号イ及び 6 号柱書きに該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否し、②文書 2 及び文書 3 につき、これを保有していないとして不開示とした各決定について、①につき諮問庁が当該情報は同条 2 号イ並びに 6 号柱書き及びイに該当することから当該開示請求を拒否すべきとしていることについては、当該情報は同条 2 号イ及び 6 号イに該当すると認められるので、同号柱書きについて判断するまでもなく、文書 1、文書 4 及び文書 5 の開示請求を拒否したことは妥当であり、廿日市税務署において文書 2 及び文書 3 を保有しているとは認められず、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第 4 部会)

委員 鈴木健太、委員 常岡孝好、委員 中曽根玲子

別紙

文書 1	<p>特定法人に係る以下の文書のうち、「役員名，出資者，出資金額」。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査関係書類のうち，税務署で保有する一番古いもの
文書 2	<p>特定法人に係る以下の文書のうち、「役員名，出資者，出資金額」。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人税確定申告書（別表 1，別表 2，役員報酬手当等及び人件費の内訳書）のうち，税務署で保有する一番古いもの ・ 法人事業概況説明書のうち，税務署で保有する一番古いもの
文書 3	<p>特定法人に係る以下の文書のうち、「役員名，出資者，出資金額」。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人税歴表
文書 4	<p>特定法人に係る以下の文書のうち，法人の「役員名，出資者，出資金額」。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資料せん
文書 5	<p>特定法人に係る以下の文書のうち、「役員名，出資者，出資金額」。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 滞納処分関係書類のうち，税務署で保有する一番古いもの